

## 第23回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日(水) 午後2時00分～午後2時19分

2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室

3. 出席委員(16名)

4. 欠席委員(2名)

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から2月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が1名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先月実施しました研修会に参加いただきました方、誠にお疲れ様でした。研修の内容を今後の活動に活かしていただければと思います。

このところの長い寒波で、雪の降った所もあったと思います。このため、農作業の方も遅れているところもあるかと思いますが、ようやく春らしい気温になって参りました。体に気を付けて農作業を行っていただければと思います。

それでは、ただいまより第23回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、12件、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号は取り下げになりました。議案第3号、非農地証明について、1件、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、5件、  
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは、1ページから19

事務局

ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、14ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ております。

本件は、●地区担当の委員さんになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の20ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。地図の方は、21、22ページになります。20ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 2,036㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は山林です。

転用の理由といたしまして、申請地は農地としての日照が十分に得られず、イノシシ等の鳥獣被害が増加し収穫量が上がらないことから、今後農地として耕作管理していくことが困難なため、桧を植林し山林として管理したいとのことです。申請地は、既に植林されており無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地の周囲は林地化しており、隣接地とは十分に距離を取って植林することから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

●委員さんが欠席のため、私から報告させていただきます。2月16日に、申請人である●さんに現場で直接お話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地はたびたびイノシシによる被害にあっており、耕作しても収穫量が上がり、今後農地として管理していくことが困難な状態のため、桧を植林し山林として管理したいということです。現地は、既に植林しておりましたので、始末書を提出しているとのこと。

周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。現場を見ましたが、急傾斜地の農地になります。農業用の機械も入らないことから、非常に作業性が悪いということで植林されたということでもあります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告をさせていただきました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、先ほど説明しましたとおり取下げになりました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、28、29ページになります。27ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1,903㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。現地写真は4ページになります。3ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山林に隣接した傾斜地で、イノシシ等の鳥獣被害が増加して農作業が困難になったことから、平成5年頃に杉を植

事務局

林し現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番  
●委員

2月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんについて話を聞きました。

申請地は、傾斜地で耕作条件が悪く、イノシシなどの鳥獣被害も深刻で耕作しても収穫量が上がらないことから、平成5年頃に杉を植林して現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地の周辺は山林となっており、隣接する畑は申請人が所有しております。周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の30ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は32、33ページになります。30ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年2月6日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田2筆、2,131㎡です。除外の目的は、資材置場です。

それでは、31ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の

事務局

内容」を見ていただきますと、●さんが資材置場に転用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は、●の事務所の近隣で、業務量の増加に伴い現場で伐採した木材の置き場がなく大変苦慮していることから、申請地を取得及び借り受けて資材置場として利用するため、農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番  
●委員

2月20日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞き、現地を確認しました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは、現場で伐採した木材の置き場がなく苦慮していることから、申請地を取得及び借り受けて資材置場として利用するため、農用地区域から除外するものであります。

現地を確認しましたが、申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の34ページをご覧ください。内子町長より令和7年2月7日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利

事務局

用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和7年2月28日です。

集積計画の概要ですが、35ページをご覧ください。利用権の新規設定及び再設定で、田が16筆 9,791㎡、畑が11筆 17,144㎡、合計27筆、26,935㎡です。

集積計画の内訳については、36、37ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●、●、●、●、●の農地、田10筆 6,968㎡、畑9筆 15,551㎡です。

貸付人は、大洲市●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、相続人代表●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さん、●さん、●さん、●さん、西予市●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権及び使用賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆 516㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、畑1筆 359㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

4番 内子町●の農地、田1筆 311㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

5番 内子町●の農地、田4筆 1,996㎡、畑1筆 1,234㎡です。

貸付人は、伊予郡砥部町の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はあり

会長

ませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。